

今回は、障害福祉サービス事業者としての指定を受けるにあたっての手続の概要をご説明いたします。

1 事業者の指定

指定障害福祉サービス事業者となるためには、厚生労働省令で定める一定の要件を満たしたうえで都道府県知事の指定を受けることが必要です。

指定は、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び事業所ごとに行います。

なお、次のような場合は、指定ができません。

- ① 申請者が法人でないとき。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- ③ 申請者が、設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
- ④ 申請者が、指定を取り消されてから、又は法人の役員等が禁固・罰金を受けてから5年を経過しない者であるとき 等

2 指定の変更

指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。）は、指定された障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、あらかじめ申請が必要です。

3 事業者の責務

指定障害福祉サービス事業者は、障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければなりません。

- ① 市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関等との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスや相談支援を障害者等の意向、適正、障害の特性等に応じ、効果的に行なうよう努めなければならない。
- ② 障害福祉サービスの質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。
- ③ 障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

4 事業の基準

- ① 指定障害福祉サービス事業者は、指定事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければなりません。
- ② 指定障害福祉サービス事業者は、厚生労働省令で定める指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければなりません。

5 変更の届出等

指定障害福祉サービス事業者は、次のような場合、10日以内に、その旨を都道府県知事に届出ることが必要です。

- ① 指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合
- ② 指定障害福祉サービス事業を廃止、休止、再開したとき

6 報告等

都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者や従業者等に対して報告を求めたり、帳簿書類等の提出、検査等を行うことができます。

7 勧告、命令等

都道府県知事は、事業者に対し、従業者の知識若しくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準に適合していないとき、又は設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときには、勧告し、従わない場合には、公表、命令を行うことができます。

8 指定の取消し

都道府県知事は、指定居宅支援事業者が以下の事由に該当する場合は、指定の取り消しを行うことができます。

- ① 従業者の知識若しくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- ② 指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営ができなくなったとき。
- ③ 介護給付費の請求に関し不正があったとき。
- ④ 都道府県知事の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑤ 都道府県知事の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、もしくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。
- ⑥ 不正な手段により指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。

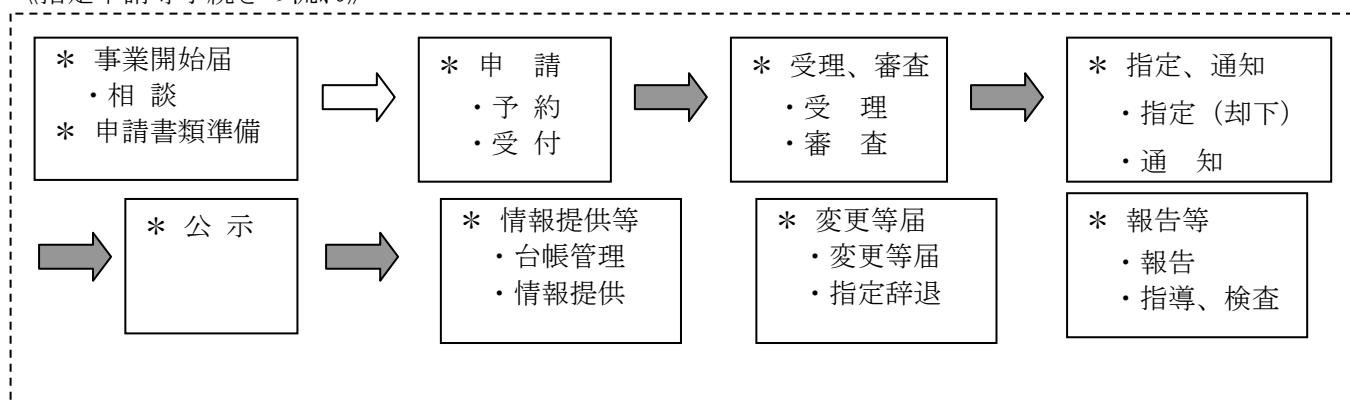
区市町村は指定障害福祉サービス事業者が②及び③に該当すると認めた場合、その旨を都道府県知事に通知することができます。

9 公示

都道府県知事は、次の場合に、指定障害福祉サービス事業者に関する事項を公示します。都においては「東京都公報」により公示します。

- ① 指定障害福祉サービス事業者を指定したとき、及び指定を取消したとき。
- ② 事業所の名称及び所在地等の変更の届出を受けたとき。
- ③ 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出を受けたとき。

《指定申請等手続きの流れ》



以上